

市民のひろば

10月20日号の原稿受け付けは9月10日(木)まで、11月5日号の原稿受け付けは9月17日(木)～29日(火)です(先着30団体)。掲載には条件あり(掲載規定参照)。掲載規定・掲載用紙は公式ホームページに掲載の他、市役所3階秘書広報課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布ID1005206 ※詳細は各連絡先へ。市は関与しません

会員募集

※場所は、主な活動場所です
DLC英会話ID毎週水曜日13:30～15:45 場二幸産業・NSP健康福祉プラザID60歳以上の市内在住者ID入会金(無料)、月会費(2,000円)備考ごく簡単な日常英会話で楽しく脳を活性化しませんか? ご参加お待ちしておりますID(375)7931 井上達郎
抒情歌100曲歌う会ID水曜日14:00～16:00(月2回)場関・一つむぎ館ID歌が好きな方どなたでもID入会金(無料)、1回(1,000円)備考9月16日(関・一つむぎ館)でお待ちしておりますID(371)6315 宮林
貝取健康体操クラブID毎週金曜日10:30～12:00(月4回)場青陵中学校クラブハウスID女性ID入会金(1,000円)、月会費(2,250円)備考音楽に合わせて楽しく有酸素運動とストレッチ。無料体験可ID(090)9100)3810 米山
一本杉炭やき倶楽部ID年3回場一本杉公園炭焼き窯ID木炭や炭焼きに興味のある方ID入会金(無料)、年会費(3,000円)備考第1回[11/8(日)準備・2I(土)火入

れ、12/6(日)炭出し]。薪割り、焚き火、炭火料理などを楽しめますID(090)1106)6055 祐乗坊

催し案内

第132回初夏歌謡祭ID9/6(日)10:30(10:00開場)場関戸公民館ヴィータホールID無料ID多摩市歌謡協会ID(374)1978 峰岸
多言語で世界につながろう! ワークショップID9/9(水)10:00～11:30場パルテノン多摩会議室3・4ID無料IDヒッポファミリークラブID0120(557)761 中川
T&ステップ(社交ダンスパーティー)ID9/11(金)・20(日)13:00～16:00場永山公民館ベルブホールID各700円備考男女リボン待機、お一人様ペア歓迎、音楽講評ですIDT&ステップID(090)5343)5187 田中
少林寺拳法 護身術体験会・初心者講習会ID9/13(日)15:30～17:00場武道館ID無料備考いざという時に身を守る心と技を楽しく体験! 親子での参加也大歓迎! 別途武道館利用料要支払いID多摩市少林寺拳法連盟IDkess3771@gmail.com 前田浩司
鴻翔中国語サークル体験授業ID9/17(木)9:30～11:00場豊ヶ丘地区市民ホール第2会議室ID無料備考中級(会話中心・初級相談)、要事前申し込みID鴻翔中国語サークルIDyorikokyo@gmail.com 京
相続専門税理士たちによる後悔しない相続・贈与・認知症対策相談会ID9/30(水)10:00・11:30・13:00・14:30・16:00場関戸公民館第2学習室ID無料備考相談会定員=各4人ID終了活健幸サポート多摩ID(090)8089)7578

多摩市 いきものギャラリー

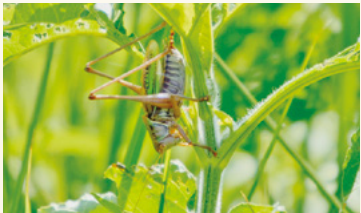
このコーナーでは、市民の皆さんから投稿いただいた市内の動植物や、多摩市生きもの調査隊隊員がinaturalist(スマートフォンで生きものを撮影し投稿すると、種名・見つけた場所・日時などを記録できる無料の生きもの観察アプリ)に投稿した写真の一部をご紹介します。



▲オイカワ(m_sato撮影)



▲オオタカ(m_sato撮影)



▲キリギリス(mami_t_t撮影)



▲ヤマユリ(tbc_watanabe撮影)

皆さんの投稿をお待ちしています!
ID野鳥=1004344、自然全般=1004335
市内の動植物の把握とともに、市民の皆さんに市内の自然環境の豊かさを改めて知ってもらうため、市内の動植物の写真を募集しています。公式ホームページでは、これまで投稿された写真を見ることができます。
多摩市いきもの季節観測ID1004327
地球温暖化の影響で大きく変化している地球の気候の問題を考えるきっかけとして、季節ごとに特徴のある動植物や昆虫などの情報は「多摩市いきもの季節観測」へご投稿ください。
9月～11月ごろの対象種: モミジの紅葉、赤トンボなど
多摩市生きもの調査隊の隊員募集をしています。詳細は、公式ホームページをご確認ください。



▲多摩川野鳥ギャラリー



▲多摩の自然ギャラリー



知っていますか?

総合オンブズマン制度のご案内

ID1004948 問 オンブズマン事務局
☎(338)6809・FAX(338)6805

多摩市の総合オンブズマン制度

市の業務や民間福祉事業者のサービスで受けた不利益について、オンブズマンが公正かつ中立な立場で調査・判断します。

必要な場合は市や民間福祉事業者に対して、違法・不当な行為を是正するよう勧告をしたり、制度改善するように意見表明をします。

市では、行政や法律の専門知識を持つ2人のオンブズマンが、公正中立な第三者の立場で活動しています。

総合オンブズマン制度があるのは、全国でも約30自治体のみ。そのうちの1つが多摩市です

苦情対象となる業務

- 市が行うすべての業務
- オンブズマンの調査に協力する旨の協定を締結している民間福祉事業者が提供するサービス

申し立て対象となる苦情の内容

市の業務などにおいて、職員の説明不足など

苦情の申し立て方法

窓口・電話・メール・郵送・ファクシミリで相談を受け付けています。事務局が概要をお聞きし、オンブズマンとの面談日を決めます。面談後にオンブズマンが調査をするかどうかを判断します。

調査をする場合には、申立人は申立書を提出する必要があります。

申し立てできない事項

- 裁判などで確定したことに係る事項や裁判などで係争中の事項
- 申し立てにより、苦情の処理が終了している事項
- 法律などにより設置された不服申立機関が扱うこととされている事項
- 「〇〇施設を建設してほしい」など、一般納税

者としての苦情や要望(申立人自身に直接的な利害関係が発生していないもの)

- 職員の勤務条件や処遇に関する事項

苦情申し立てから結果までの流れ

※年次報告書に要約を掲載